波佐見町次世代育成支援行動計画

波佐見町は、平成１５年７月に制定された「次世代育成支援対策推進法」に基づき、町内から各年代別に総数１，０００名の抽出によるニーズ調査を行ない、これを基に波佐見町次世代育成支援行動計画を策定しました。
これはその計画の概要を表わしたものです。今後はこれにより平成１７年度から次世代を担う子ども達のサポートを行なっていきます。

１　計画策定の背景・趣旨はこのようになっています

わが国においては、少子・高齢化の波が急速に進行し、将来の社会経済に及ぼす影響が懸念されています。少子化の原因としては様々な議論がありますが、結婚や育児をめぐる考え方の変化、女性の高学歴化や外で仕事をする女性の増加、晩婚化や出産年齢の上昇、核家族化等を背景として、仕事と育児の両立が困難なことや子育てに伴う経済的負担の大きいことがより直接的な原因と考えられています。

また、子どもを取り巻く環境も大きく変化し、子ども同士の遊びや異世代とのふれあい等、地域とのかかわりを得る機会が少なくなり、都市化の進展によって自然や遊び場が減少し、塾や習い事によって自由な時間を持てなくなりつつあります。これらの問題は、子どもを育てる家庭や地域社会の問題として捉え、改善していく必要があります。

波佐見町では、これまで「第４次波佐見町総合計画」の中で、保育サービスの充実や相談体制の充実、児童健全育成対策の充実等に努めてきましたが、多様化する保育ニーズを的確に把握するとともに、各種子育て支援策のさらなる充実を図り、子どもが健やかに生まれ育つ環境づくりを推進していく必要があります。本計画は、波佐見町における少子対策・子育て支援のための施策を総合的に推進するために策定したものであり、地域の子育てにかかわる住民、団体をはじめ、雇用者である事業主が行政と協働して計画を推進していくための指針となるものです。

キャッチフレーズ
地域とともにこころ豊かな子どもの成長を目指すまち　波佐見

重点課題

1　保育サービスの充実
2　相談体制の充実
3　子どもの生活環境の充実
4　児童健全育成対策の充実
5　ひとり親家庭対策の充実

1．地域における子育て支援
- ○ 地域における子育て支援サービスの充実
- ○ 保育サービスの充実
- ○ 子育てに関する相談事業の充実
- ○ 児童の健全育成

2．子どもを健やかに産み育てる環境整備
- ○ 安心して妊娠出産できる体制の整備
- ○ 小児医療の充実
- ○ 食育の推進
- ○ 思春期保健対策の充実

3．教育環境の整備
- ○ 豊かな心と体の成長
- ○ 家庭や地域の教育力の向上
- ○ 幼児教育の充実
- ○ 学校教育の充実

4．仕事と子育ての両立支援
- ○ 仕事と子育ての両立の推進

5．安心して子育てできるまちづくり
- ○ 快適な子育て環境の整備
- ○ 子どもの安全の確保

6．要保護児童へのきめ細かな支援
- ○ 児童虐待防止対策の充実
- ○ ひとり親家庭に対する自立支援の充実
- ○ 障害児施策の充実

２　計画の性格・位置づけはこのようになっています

この計画は、次世代育成支援対策推進法第８条第１項に基づく法定計画です。次世代育成支援対策推進法によると、「次世代育成支援」とは、「次代の社会を担う子どもを育成し、又は育成しようとする家庭に対する支援その他の次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、かつ、育成される環境の整備のための国若しくは地方公共団体が講ずる施策又は事業主が行う雇用環境の整備その他の取組」をいいます。

この計画は、関係団体、行政からなる「波佐見町次世代育成支援行動計画策定委員会」で検討を重ね策定したものです。

この計画は、「次世代育成支援対策推進法」並びに「少子化社会対策基本法」、波佐見町の上位計画である「第４次波佐見町総合計画」等の内容を踏まえるとともに、その他の各個別計画との整合性を図りながら、今後の波佐見町の少子化対策、子育て支援に関する施策を積極的に推進するための指針となるものです

関係団体等との連携

行動計画の推進は、行政だけでは困難であり、様々な分野での関わりが必要であることから、家庭をはじめ、学校、地域、その他関係団体等との連携・協働により取り組んでいきます。

計画内容や進捗状況の周知

広報やホームページ等の多様な媒体を活用し、波佐見町次世代育成支援行動計画の内容や進捗状況等の情報を公開し、広く住民に周知します。

あわせてこれらに対する住民意見の聴取に努め、行動計画の推進や次期計画見直し等に反映させていきます。

国・県との連携

総合的かつ効果的な次世代育成支援対策の推進を図るため、国・県との連携を図ります。

３　計画の期間はこのようになっています

この計画の期間は、平成 *17* 年度から平成 *21* 年度までの５年間とします。
なお、社会・経済情勢、子どもを取り巻く環境の変化、波佐見町の状況に迅速に対応していくために、平成 *17* 年度から平成 *21* 年度までを前期計画期間として、平成 *21* 年度に必要な計画の見直しを行い、平成 *22* 年度から平成 *26* 年度までを後期計画期間として計画を推進していきます。

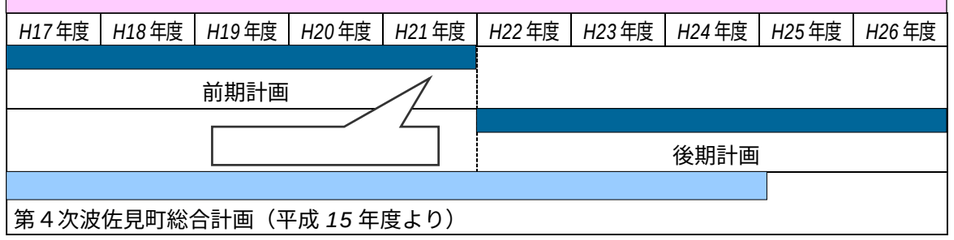

ちなみに

「次世代育成支援対策推進法」とは？

我が国における急速な少子化の進行等を踏まえ、次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、かつ、育成される環境の整備を図るため、次世代育成支援対策について、基本理念を定めるとともに、国による行動計画策定指針並びに地方公共団体及び事業主による行動計画の策定等の次世代育成支援対策を迅速かつ重点的に推進するために必要な措置を講ずるために制定された法律。（平成 17 年度からの 10 年間の時限立法）

県・市町村・事業主の役割

県と市町村は、それぞれ、地域における子育て支援などのための目標と、それを達成するための行動計画を策定し、実施状況の公表などを行うこととなっています。

また、事業主については、従業員 301 人以上の一般事業主（企業等）は、従業員の仕事と家庭の両立に関して目標と行動計画を策定し、また、特定事業主（国・地方公共団体）は、職員の仕事と家庭の両立に関して目標と行動計画を策定することとなっています。